

東京都における図書類自動販売機の規制について

1. 東京都青少年健全育成条例の目的、(規制の)理念

- (1) 目的：青少年が健全に育つよう、環境を整備するとともに、健全育成を阻害する行為を防止する。
- (2) 理念：子どもが健全に育つよう、大人（事業者）の行為を規制する。
大人の世界と子どもの世界を区分けする（ゾーニング）

2. 図書類の規制

- (1) 都の不健全図書類の規制の考え方
大人は見ても良いが、青少年は見ないようにする。
青少年への販売・貸し付け等の禁止
青少年が見ないように包装し区分陳列する義務
(*)大人への販売等は規制しない。販売規制であって、出版規制ではない。
都民の権利を不当に侵害しないよう、個別の図書を特定して有識者で構成する青少年健全育成審議会に諮問し、その答申に基づき、公平・適正に不健全図書を指定する。
- (2) 不健全図書の種類：指定図書、表示図書、類似図書
(*)酒類、タバコと異なり、何が規制対象物かが予め決まっていない所に困難性がある。
- (3) 都の不健全図書類の指定の仕組み
○出版社は、自ら成人向けと考える図書に、表示と包装をして出荷する。(努力義務)
○都の職員が、販売店で区分陳列されていない類似図書を購入し、あるいは、年齢識別装置等が設置されていない自動販売機からビデオを購入し、認定基準に照らして審議会に諮問し、その答申に基づき指定図書類とする。
- (4) 指定図書、表示図書についての出荷方法、販売方法の制限
○出版社の努力義務、自主的措置
＝ 表示図書の表示と包装、類似図書への自主的措置
○販売店の義務
＝ 指定図書については罰則付きの義務、表示図書については努力義務
- (5) 図書類自動販売機の問題点：対面販売でないため、販売禁止が困難

3．東京都における図書類自動販売機の現状（平成15年10月現在）

業者数：70（日本VB協会会員：アウトサイダー＝33：37）
設置台数：1116台（906台：210台）
年齢識別機等設置率：86%（843台：77台）
同昼間稼働率：（86%×）83%、同夜間稼働率：42%（調査台数50台）

4．他道府県における図書類自動販売機の規制

包括指定、届出義務、収納禁止、警察官への調査権限付与、罰金刑

5．東京都における図書類自動販売機の規制

- (1) 平成13年条例改正以前
不健全図書類の一般的規制以外の、自動販売機特有の条例規制は、なかった。
- (2) 平成13年条例改正
自動販売機等管理者の設置、自動販売機等設置の届出、不健全指定図書類の収納禁止等を条例で罰則つきで義務づけた。
- (3) 平成13年条例改正以後～16年条例改正以前
個別指定のため、大部分の自動販売機に収納されているビデオが、条例規制外に置かれていた。
購入して指定したビデオと同じものが、なお、販売されている例はほとんどないため、指定して収納禁止とする規制の実効性が低い。
健全育成審議会で、何らかの実効性ある規制が必要、との意見が出された。
都とVB協会が協議し、平成14年5月に年齢識別装置等の設置等について申し合わせを行い、平成14年11月から自主規制を発足させた。
（*）台数が少ないことや販売される物の社会的評価などから、タバコカードのようなものを独自に発行することは困難であるため、運転免許証等の公的証明書で年齢確認している。
自主規制発足から1年間で、約9割に年齢識別装置等が設置された。
- (4) 平成16年条例改正
上記の自主規制については、健全育成審議会においても高く評価された。
一方、次のような問題点が残された。
 - ・約1割の自動販売機で、青少年が容易に購入可能な状態が続いている。
 - ・未措置業者はVB協会非加盟のアウトサイダーが主であり、自主規制の対象外である。
 - ・措置がされた自動販売機であっても、特に夜間には措置を解除する例が多く見られる。

そこで、下記の措置を条例で義務づけた。

- ・年齢識別機等の青少年が容易に購入できない措置を義務づける。
- ・上記措置の常時稼動を義務づける。
- ・青少年に収納物が見えない措置（年齢が確認されなければ、通電しないハーフミラーや液晶フィルターなど）を義務づける。
- ・学校から100メートル以内の設置制限（努力義務）

（*）義務づけ規定の施行日は、別途、東京都規則で定める条例改正に先立って、有識者で構成される東京都青少年問題協議会に諮問し、その答申を得た。また、同協議会専門部会においてV B協会の意見陳述と、陳述人と専門部会委員の質疑の機会を設けた。

6 . F A Q

表現の自由、出版の自由を侵害するものではないか？

営業の自由を侵害するものではないか？

運転免許証を持たない大人が買えないのは、条例の目的を逸脱していないか？

悪意がある者に対しては、年齢識別機は有効ではないのではないか？

年齢識別機等を設置・稼動することにより、指定図書の収納禁止を免れようとする者が出ないか？